

規制の事前評価書

法令案の名称：都市計画法施行令等の一部を改正する政令案

規制の名称：都市計画法第 29 条の許可を要する行為の見直し（都市計画法施行令第 21 条の改正）

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第 5 条の制限の対象となる建築物の見直し（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令第 6 条の改正）

特定都市河川浸水被害対策法第 57 条又は第 66 条の許可を要する行為の見直し（特定都市河川浸水被害対策法施行令第 19 条の改正）

津波防災地域づくりに関する法律第 71 条の義務の対象となる建築物の見直し（津波防災地域づくりに関する法律施行令第 19 条の改正）

津波防災地域づくりに関する法律第 73 条又は第 82 条の許可を要する行為の見直し（津波防災地域づくりに関する法律施行令第 21 条の改正）

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：国土交通省都市局都市計画課、水管理・国土保全局水政課

評価実施時期：令和 7 年 3 月 2 8 日

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- 都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 21 条第 26 号ロを改正し、国、都道府県又は市町村等（以下「国等」という。）の事業の用に供する建築物のうち開発許可を受けることが必要とされるものに、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく乳児等通園支援事業を行う施設を追加する改正を行う。
- 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 355 条）第 6 条第 1 号を改正し、航空機騒音障害防止地区内で建築するに当たって防音上有効な構造としなければならない、航空機騒音障害防止特別地区内においては建築が禁止される建築物に、乳児等通園支援事業を行う施設を追加する改正を行う。
- 特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成 16 年政令第 168 号）第 19 条第 1 号を改正し、浸水被害防止区域内において特定開発行為又は特定建築行為を行う際に都道府県知事等の許可を要する制限用途に、乳児等通園支援事業を行う施設を追加する改正を行う。
- 津波防災地域づくりに関する法律施行令（平成 23 年政令第 426 号）第 19 条第 1 号を改正し、主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものに、乳児等通園支援事業を行う施設を追加する改正を行う。

また、同令第 21 条第 1 号を改正し、津波災害特別警戒区域内において特定開発行為又は特定建築行為を行う際に都道府県知事等の許可を要する制限用途に、乳児等通園支援事業を行う施設を追加する改正を行う。

＜規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 令和6年6月、子ども・子育て支援に関する施策を抜本的に強化するために、妊婦及び児童の保護者等に対する新たな給付の創設等を内容とする、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）が成立した。
- ・ 改正法において、児童福祉法に基づく事業として、乳児及び満3歳未満の幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者との面談及び当該保護者への援助を行う事業である「乳児等通園支援事業」が創設されたところ（改正法による改正後の同法第6条の3第23項）、乳児等通園支援事業を実施する施設の安全性等の確保に関する規定を整備する必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

- ・ 都市計画法施行令関係

原則として、国等の事業の用に供する建築物の建築に係る開発行為は開発許可が不要とされているところ、そのうち児童福祉法による家庭的保育事業等の用に供する施設の建築に係る開発行為は、当該施設の性質上、市街化調整区域における無秩序な市街化や不良な市街地の形成の誘発を抑制する必要があることから、例外として開発許可の対象とされている。乳児等通園支援事業を行う施設の建築に係る開発行為についても、無秩序な市街化等を抑制するため、これらの施設と同様に開発許可の対象とする。

- ・ 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令関係

学校、病院、住宅及びこれらに類する施設は、社会通念上静穏な環境に立地することが適切であると考えられることから、航空機騒音障害防止地区内で建築しようとする場合は防音上有効な構造としなければならず、また、航空機騒音障害防止特別地区では建築することが禁止されている。また、前述の「これらに類する施設」は政令で定めることとされており、現行規定においては児童福祉法による家庭的保育事業等の用に供する施設等が規定されているところ、乳児等通園支援事業を行う施設についても、同様に静穏な環境を保護するため、当該規制の対象に追加することとする。

- ・ 特定都市河川浸水被害対策法施行令関係

浸水被害防止区域において、避難困難者の安全確保等の観点から、主として乳幼児等の避難困難者が利用することを目的とした政令で定める施設等のために特定開発行為又は特定建築行為を行う際にはあらかじめ都道府県知事等の許可を要することとされている（制限用途）。避難困難者の利用が想定される乳児等通園支援事業を行う施設についても、避難困難者である利用者の安全を確保するため、当該規制の対象となる制限用途に追加することとする。

- ・ 津波防災地域づくりに関する法律施行令関係

地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設等の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があると考えられるものとして政令で定める施設（対象施設）の所有者または管理者は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、当該計画に定めるところにより避難訓練を行うことが義務づけられる。避難困難者の利用が想定される乳児等通園支援事業を行う施設についても、避難確保体制の整備等のため、これを対象施設に含めることとする。

加えて、津波災害特別警戒区域において、避難困難者の安全確保等の観点から、主として乳幼児等の避難困難者が利用することを目的とした政令で定める施設等のために特定開発行為又は特定建築行為を行う際にはあらかじめ都道府県知事等の許可を要することとされている（制限用途）。避難困難者の利用が想定される乳児等通園支援事業を行う施設についても、避難困難者である利用者の安全を確保するため、当該規制

の対象となる制限用途に追加することとする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐検討した ☒検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 今回の拡充の対象となる規制は、利用者である乳幼児の安全確保等のため、既に家庭保育事業等を行う施設を対象として措置されている規制について、当該事業等と同様の性質を有する乳児等通園支援事業を行う施設をその対象に追加するものである。規制の目的、必要性等についても既存の規制の対象施設と異なるところがないことから、既存の規制と異なる規制手段は検討しなかった。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☒非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☐非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 既に家庭的保育事業等を行う施設を対象として措置されている規制について、当該事業等と同様の性質を有する乳児等通園支援事業を行う施設についても、同様にその対象とする必要があるかを検討していたため、その他非規制手段についてはそもそも検討することとはしていなかった。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

乳児等通園支援事業は令和7年4月1日より開始される事業であり、また、当該事業を実施する場合にあっても、新たな施設を整備せず、保育所等の既存の規制の対象となる施設内で実施されることが基本であることが想定される。このため、今般拡充する規制の対象となる、当該事業を単独で実施する施設の新規整備が今後どの程度現れるのかについては、現時点では把握することは困難であり、かつ、極めて少数であることが想定されるが、各規制の効果は以下のとおりである。

なお、事後評価においても、各種規制に係る許可件数等の内数として当該事業を単独で実施する施設の新規整備に係るものを調査することは、各地方自治体への多大な負担を伴うことから、定量化が現実的には困難である。

（都市計画法施行令関係）

- ・ 乳児等通園支援事業を行う施設を開発許可の対象とすることにより、市街化調整区域における無秩序な市街化や不良な市街地の形成の誘発が抑制される。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令関係）

- ・ 乳児等通園支援事業を行う施設を規制の対象とすることにより、航空機の騒音から利用者である乳幼児を保護することが可能となる。規制の対象としなかった場合には、乳幼児が航空機の騒音にさらされることとなり、施設内で快適に日常生活を送ることが困難となる。

(特定都市河川浸水被害対策法施行令関係)

- ・ 乳児等通園支援事業を行う施設を制限用途の対象に含めることにより、浸水被害防止区域内の当該施設における洪水等に対する安全性が確保され、乳幼児等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者について、災害時の危険を回避することができる。

(津波防災地域づくりに関する法律施行令関係)

- ・ 乳児等通園支援事業を行う施設を避難促進施設の対象に含めることにより、津波災害警戒区域内の当該施設の所有者または管理者において、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難訓練を行うことを義務づけることにより、乳幼児等の円滑かつ迅速な避難が可能となり、生命・身体の保護が図られるという効果がある。
- ・ 加えて、乳児等通園支援事業を行う施設を制限用途の対象に含めることにより、津波災害特別警戒区域内の当該施設における津波等に対する安全性が確保され、乳幼児等の防災上の配慮を特に必要とする避難困難者について、災害時の危険を回避することができるという効果がある。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

(都市計画法施行令関係)

- ・ 遵守費用として乳児等通園支援事業を行う施設の建築に当たり、当該建築に係る開発許可を申請するための費用が発生する。
- ・ 許可申請のための費用については、設置しようとする施設の規模等により説明資料の作成にかかるコストが異なると考えられるため、定量的に示すことは困難であるが、例えば、許可を申請するのに必要な人員を1名、申請に要する時間を2時間と仮定した場合、当該行為に関する申請に要する費用は5,618円と想定される。

○平均給与(年間、産業計)÷総実労働時間(年間、事業所規模5人以上)＝(担当者の時給)

4,595,000÷1,636÷2,809円

○担当者の時給(円)×担当者の人数(人)×申請に要する時間(時間)＝当該申請1件当たりの遵守費用

2,809×1×2＝5,618(円)

※給与額及び労働時間の出典は次のとおり。

平均給与月額(年間、産業計)：令和5年分 民間給与実態統計調査(国税庁)

総実労働時間(年間、事業所規模5人以上)：労働統計要覧 令和5年度(厚生労働省)

- ・ また、開発許可基準に適合するために必要となる追加的費用が発生すると想定されるが、当該基準に適合するための手法等が様々であるため、定量的に把握することは困難である。

(特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令関係)

- ・ 防音上有効な構造とするために必要となる追加的費用が発生すると想定されるが、当該構造とするための手法や選択する建材等が様々であるため、定量的に把握することは困難である。

(特定都市河川浸水被害対策法施行令関係)

- ・ 遵守費用として、乳児等通園支援事業を行う施設の建築にあたり、制限用途の建築物に係る特定開発行為及び特定建築行為の許可の申請に係る費用が発生する。
- ・ 許可申請のための費用については、設置しようとする施設の規模等により説明資料の作成にかかるコストが異なると考えられるため、定量的に示すことは困難であるが、都市計画法の開発許可等に係る許可申請と併せて実施されることが想定されるため、発生する費用は軽微であると思料される。
- ・ また、許可基準に適合するために必要となる追加的費用が発生すると想定されるが、当該基準に適合するための手法等は様々であるため、定量的に把握することは困難である。

(津波防災地域づくりに関する法律施行令関係)

- ・ 遵守費用として、乳児等通園支援事業を行う施設に係る避難確保計画を作成するための費用や、避難訓練を行うための費用が発生すると想定されるが、当該建築物の構造や規模等により必要となる費用は異なることから、定量的に把握することは困難である。
- ・ 加えて、遵守費用として、乳児等通園支援事業を行う施設の建築にあたり、制限用途の建築物に係る特定開発行為及び特定建築行為の許可の申請に係る費用が発生する。
- ・ 許可申請のための費用については、設置しようとする施設の規模等により説明資料の作成にかかるコストが異なると考えられるため、定量的に示すことは困難であるが、都市計画法の開発許可等に係る許可申請と併せて実施されることが想定されるため、発生する費用は軽微であると思料される。
- ・ また、許可基準に適合するために必要となる追加的費用が発生すると想定されるが、当該基準に適合するための手法等は様々であるため、定量的に把握することは困難である。

なお、「3 効果（課題の解消・予防）の把握」で既に述べた通り、今般拡充する各種規制の対象となる、当該事業を単独で実施する施設の新規整備が今後どの程度現れるのかについては、現時点では把握することは困難であり、事後評価においても、各種規制に係る許可件数等の内数として当該事業を単独で実施する施設の新規整備に係るものを調査することは、各地方自治体への多大な負担を伴うことから、定量化が現実的には困難である。

<行政費用>

(都市計画法施行令関係)

- ・ 当該規制の拡充により、乳児等通園支援事業を行う施設の建築に係る開発許可が開発許可の基準に適合するものかを確認する作業が発生する。
- ・ 設置しようとする施設の規模等により確認に要するコストが異なると考えられるため、定量的に把握することは困難であるが、例えば、許可をするのに必要な人員として係長を1名、許可に要する時間を2時間と仮定した場合、当該行為に関する申請に要する費用は5,186円と想定される。

○平均給料月額（一般行政職員、全地方公共団体）÷所定内労働時間（1ヶ月当たり、事業所規模5人以上）
＝（担当者の時給）

327,441÷126.3÷2,593円

○担当者の時給（円）×担当者の人数（人）×許可に要する時間（時間）＝当該許可1件当たりの遵守費用

2,593×1×2=5,186（円）

※給与額及び労働時間の出典は次のとおり。

平均給料月額（年間、産業計）：令和5年地方公務員給与の実態（国税庁）

所定内労働時間（年間、事業所規模5人以上）：労働統計要覧 令和5年度（厚生労働省）

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令関係）

- ・ 当該規制に係る行政費用として、市町村において乳児等通園支援事業を行う施設の所有者等に対する行政指導に要する費用が発生する。なお、これにより増加する事務は、各地方自治体において人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令関係）

- ・ 当該規制に係る行政費用として、都道府県等において、浸水被害防止区域内の土地において制限用途の建築物に係る特定開発行為及び特定建築行為を行おうとする者の申請について、安全基準を満たしているか確認するための費用が発生する。なお、これにより増加する事務は、各都道府県等において人員の増強等を求めるものではなく、都市計画法の開発許可等の業務と併せて現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

（津波防災地域づくりに関する法律施行令関係）

- ・ 当該規制に係る行政費用として、市町村において乳児等通園支援事業を行う施設の所有者等に対する行政指導に要する費用や、津波災害特別警戒区域内の土地において制限用途の建築物に係る特定開発行為及び特定建築行為を行おうとする者の申請について、安全基準を満たしているか確認するための費用が発生する。なお、これにより増加する事務は、各地方自治体において人員の増強等を求めるものではなく、都市計画法の開発許可等の業務と併せて現在の執行体制において対応することが可能であり、発生する費用は軽微であると想定される。

なお、「3 効果（課題の解消・予防）の把握」で既に述べた通り、今般拡充する各種規制の対象となる、当該事業を単独で実施する施設の新規整備が今後どの程度現れるのかについては、現時点では把握することは困難であり、事後評価においても、各種規制に係る許可件数等の内数として当該事業を単独で実施する施設の新規整備に係るものを調査することは、各地方自治体への多大な負担を伴うことから、定量化が現実的には困難である。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☐意見聴取した ☒意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☒ その他

（具体の理由：当該事業を単独で実施する施設を新たに整備する者は当面の間現れることが想定されておらず、意見を聴取すべき利害関係者が現時点では存在しないため。）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

特になし

<関連する会合の名称、開催日>

—

<関連する会合の議事録の公表>

—

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・ 本規制案については、本政令案の施行から 5 年後（令和 12 年）に事後評価を実施する。